

富士吉田市農業委員会 令和7年8月定例総会議事録

1 招集期日 令和7年8月27日（水）

2 招集場所 本庁舎3階 大会議室

3 出席委員（14名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番	藤井 與三郎	第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子
第5番	小野 利壹	第6番	渡邊 和英	第7番	遠山 まさの
第8番	渡邊 孝治	第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫
第11番	羽田 善行	第12番	勝俣 道明	第13番	志村 金三
第14番	滝口 倉一				

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。
遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

第七 議案第5号 非農地通知交付申請について

第八 議案第6号 農地所有適格法人の要件確認について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 加賀美優

事務局次長 井出奈津子

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時00分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦労様です。

ただいまから、富士吉田市農業委員会 8 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 14 名であり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、

第 13 番 志村 金三 委員、第 1 番 藤井 與三郎 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会では申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 6 分休憩）

（午後 2 時 7 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。第 3 委員会の 1 件については取り下げられておりますのでご報告いたします。それでは第 1 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第1号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号3の6号につきましては、譲受人が営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の6号の申請地はふじさんミュージアムの北東約270mに位置しております。申請地では、とうもろこしを栽培するそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第1号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号3の8号につきましては、譲受人が営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに

補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の8の申請地は明見湖の北約110mに位置しております。申請地では季節の野菜を栽培するそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の2件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第2号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の19号につきましては、申請人が住宅用敷地として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号4の20号につきましては、申請人が店舗兼住宅用敷地として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の19号の申請地は、第六保育園の北西約107mに位置しております。始末書によりますと、申請地は、昭和55年頃から住宅用敷地として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。受理番号4の20号の申請地は、お食事処源助であります。始末書によりますと、申

請地は、50 年ほど前から店舗兼住宅用敷地として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第 1 委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

受理番号 4 の 19 号は第六保育園の北西ですか。

○ 第 1 委員会

そのとおりです。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第 1 委員会の 2 件について採決いたします。第 1 委員会の 2 件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号の農地法第 4 条許可申請の 2 件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第 3 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。第 1 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第 3 号 第 1 委員会の 1 件の朗読後】

第 1 委員会の受理番号 5 の 42 号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第 3 種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第 1 委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第 1 委員会委員長（小俣 俊子 君）

第 1 委員会から報告いたします。8 月 21 日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号 5 の 42 号の申請地は、北稜高校の南東約 90m に位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に第2委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第2委員会の2件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の41号につきましては、借受人が申請地を工場及び資材置場として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号5の44号につきましては、借受人が申請地を借り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（渡邊 和英 君）

第2委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の41号の申請地は、下の水交差点の南約173mに位置しております。始末書によりますと、2016年頃から工場及び資材置場として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の44号の申請地は、ヤマダ電機富士吉田店の北約74mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の2件について採決いたします。第2委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。

次に第3委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長(加賀美 優 君)

【議案第3号 第3委員会の3件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の43号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、資材置場とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,060㎡ありますので、県の諮問案件となります。

受理番号5の45号につきましては、借受人が申請地を借り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の46号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、宿泊施設建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長(渡邊 孝治 君)

第3委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の43号の申請地は、セブンイレブン旭町店の西約180mに位置しており、資材置場とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の45号の申請地は、尾垂団地の南東約90mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の46号の申請地は、富士河口湖高校の北西約308mに位置しており、宿泊施設建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の3件について採決いたします。第3委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の6件は原案の通り通知することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号、「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

本件につきまして、農業委員会は「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項」の規定により山梨県農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請できることとなっております。

今回の案件は、2件です。筆数累計は3筆、面積合計は959㎡です。新規に利用する案件となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。

本件はいずれも、借受人は「全部効率利用要件、並びに農業関係法令の遵守状況」を満たしており、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、第4委員会から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会推進委員（加々美 和也 君）

番号1と2について、第4委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号1及び2の農地は、旧第2保育園の北東約140mに位置しており、水稻の栽培を行う予定です。いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第4委員会の推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号「非農地通知交付申請について」を議題とします。第1委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第5号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号21の7号及び8号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号21の7号及び8号の申請地は、小倉山団地の西約200mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第5号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号21の9号につきましては、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号21の9号の申請地は、株式会社光陽精密の南東約80mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言

願います。

○ 委員

現況が畑になっている。畑であれば非農地とは関係ないのでは。

○ 事務局

固定資産税で管理しているシステムと農地台帳システムを関連して利用しているが、おそらく現況が見きれていないと思われます。ただ今回の現地調査の結果、現状では山林原野となっています。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号の非農地通知交付申請の3件は原案の通り通知することに決定いたしました。

次に、日程第八、議案第6号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

配布資料をご覧ください。農地法第6条において、農業委員会は、農地所有適格法人から毎事業年度終了後、法人の事業の状況について報告書を徴収し、農地所有適格法人としての要件を満たしているかどうかを確認することとなっております。今回は2件ございまして、法人の名称は、有限会社地球と株式会社ふじさん牧場です。これらの法人から提出されました報告書を基に、農地所有適格法人要件確認書を事務局にて作成いたしました。

（資料により内容説明）

以上のように、これらの法人におきましては、農地所有適格法人の要件を満たしていると認められます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

地球さんの自己保有面積と借地面積を教えてください。

○ 事務局

富士吉田市には全部で49筆、自作は1,948㎡、借入が30,043㎡、合計31,991㎡です。これ以外に忍野村、西桂町等でおこなっております。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農地所有適格法人の要件確認について採決いたします。議案第6号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、令和7年8月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後2時53分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和7年8月27日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 志村 金三

委 員 藤井 與三郎